

令和7年度 民生委員児童委員協議会 中央支部定例会 会議録

1. 日時：2026年3月25日（水） 14:00 ～ 16:00
2. 場所：美咲町役場 202会議室
3. 出席者
 - 民生委員・児童委員（24名中、欠席者4名）
 - 事務局：事務局長（課長）、事務局職員
 - その他参加者：健康推進課、社会福祉協議会、地域包括支援センター 担当者
4. 議事次第と決定事項
 - 開会・挨拶
「民生委員の歌」を斉唱
支部部長および事務局より、今年度最後の定例会であり、次年度に向けた重要な協議を行う旨の挨拶があった。
 - 報告事項：役員選出の変更
12月に選出された会計の稲岡氏に代わり、新たに池上氏が会計として活動することが報告・承認された。
 - 第1号議案：令和7年度 事業報告および収支決算見込み
事業経過および収支決算の見込みについて説明がなされた。
緊急通報装置の委託料や費用弁償について一部未確定の部分があるが、総会までに監査を受けた確定版を提示する予定。
 - 第2号議案：令和8年度 事業計画案および予算案
主要行事予定：
5月12日：挨拶運動
6月20日：町の総会（本年度より土曜日開催を試行）
9月14日：支部定例会および長寿祝金贈呈
9月定例会後：認知症サポーター研修を実施予定
 - 会計方法の変更：
本会からの活動費は、役場会計から各委員の口座へ直接振り込まれる方式に変更される。
振込手数料削減のため、可能な限りJAの口座を利用するよう協力依頼があった。
 - 支部会費の決定：
従来1万円（旅行積立含む）を廃止し、次年度の運営費として事務局から3,000円案が提示されたが、物価高騰や今後の運営を考慮し、挙手多数により1人当たり5,000円とすることが決定した。
 - 第3号議案：緊急通報装置点検委託料の支払い方法
公平性を期すため、支部会計に入れず、実際に点検を行った委員個人へ直接支払う（1件300円）ことに決定した。
 - 第4号議案：事務局と各委員の連絡体制（デジタル化の推進）
事務負担軽減のため、LINEを活用した出席確認や連絡を行う方針が示された。
通知が煩雑にならないよう、利用のルールを定め、投票機能などを活用する方向で検討する。
デジタル機器が苦手な委員に対しては、引き続き電話や紙の資料で対応する。

- **第5号議案：定例会のあり方と情報共有の場の設置**

定例会後に30分程度の時間を設け、活動上の悩みや困りごとを相談できる「情報交換会」を定例化する。

今回は特に要望が多かった「活動記録の記入方法」についての研修を実施することを決定した。

「民生委員見守り支援活動シート」については、役場への提出義務はなく、後任への引き継ぎ資料や個人のメモとして活用することを再確認した。

- **第6号議案：支部規約の変更**

活動費から会費等を控除できる旨の規定（第13条）を追加する。

条文内の「年間報酬」という文言は誤りであり、「活動費」に修正した上で施行することを確認した。

- **第7号議案：検討チーム委員の推薦**

各支部から5名ずつ選出される「検討委員会」のメンバーについて、各地区からバランスよく選出することを確認し、立候補・推薦を募った。

- **第8号議案：挨拶運動および総会の役割分担**

5月12日の挨拶運動では、手薄になりがちな中央中学校へ5名、加美小学校へ6名が向かうことを決定した。残りは美咲中央小学校へいく。

6月20日の総会における受付係（2名）および議事録署名人（1名）を選出した。

5. その他連絡事項

- **健康推進課**：3月は自殺予防月間であり、相談窓口の周知依頼があった。
- **社会福祉協議会**：3月28日に障害学習センターで図書イベントを開催。
- **地域包括支援センター**：相談用カードを配布し、65歳以上の総合相談窓口を周知。
- **事務局**：美咲町のホームページがリニューアルされ、民生委員協議会のページが新設された。今後の資料アップロード先として案内があった。

6. 閉会

支部部長より、新体制での協力をお願いする挨拶があり、閉会した。

美咲町民生委員児童委員協議会 中央支部定例会

日時 令和8年3月25日(水)
14時00～
場所 役場2階 202会議室

1 開 会

民生委員の歌 斉唱

2 支部長あいさつ

3 協議事項

(1) 令和7年度中央支部事業報告見込並びに決算見込について

(2) 令和8年度中央支部事業計画(案)並びに予算(案)について

(3) 令和8年度の中央支部の活動について

(4) 支部規約の変更について

(5) 検討チーム員の推薦について

(6) あいさつ運動について

(7) 令和8年度美咲町民生委員児童委員協議会総会について

日時：令和8年6月20日(土) 受付9:00～ 開会 9:30～
中央支部のバスが出ます。乗り合わせにご協力をお願いします。

※当日は白ベストの着用をお願いします。

4 その他連絡事項

5 閉 会

【今後の予定】

- ・5月12日(火) 小中学校等あいさつ運動(白ベスト、名札の着用をお願いします。)
- ・5月 理事会・中央支部役員会
- ・6月20日(土) 総会(柵原総合支所)
- ・7月 支部定例会

【配布物】

- ・2026年度版民生委員児童委員活動記録
- ・民生委員児童委員のひろば(3月号)
- ・岡山県社会福祉(2026冬)
- ・児童委員活動の手引き49集
- ・人権課題への理解を深めるために(令和8年2月版)
- ・犯罪被害防止見守りハンドブック

令和7年度 美咲町民生委員児童委員協議会中央支部 事業経過報告

令和8年3月23日現在

月 日	内 容	場 所	出 席 者
4月23日(水)	主任児童委員会	役場	委員1名
5月12日(月)	あいさつ運動	小学校・中学校・通学路	全地域
5月30日(金)	心配ごと相談	生涯学習センター	委員1名
5月23日(金)	美咲町民児協 本会理事会	役場	委員5名
5月23日(金)	中央支部役員会	役場	委員22名
6月19日(木)	美咲町民児協 総会	美咲町生涯学習センター	委員23名
6月19日(木)	主任児童委員会		委員1名
7月15日(火)	中央支部定例会	役場	委員22名
7月22日(火)	主任児童委員会	役場	委員1名
8月29日(金)	心配ごと相談		委員1名
9月12日(金)	中央支部定例会	役場	委員20名
敬老の日前後	長寿者祝い金贈呈への協力	各担当地域	委員24名
4月23日(木)	主任児童委員会	役場	委員1名
10月5日(日)	美咲町社会福祉大会		
10月15日(水)	岡山県総合社会福祉大会		委員3名
10月22日(水)	学校訪問(中央中学校文化発表会)		委員5名
10月31日(金)	視察研修		委員16名
11月10日(月)	美咲町民児協 本会理事会		委員4名
4月23日(木)	主任児童委員会	役場	委員1名
11月21日(金)	お疲れ様会		委員14名
12月11日(木)	民生委員児童委員(主任児童委員)委嘱状伝達式及び研修会		委員21名
12月11日(木)	中央支部定例会		委員21名
1月8日(木)	美咲町民児協 支部長会	役場	委員1名
1月14日(水)	民生委員児童委員(主任児童委員)厚生労働大臣及び岡山県知事感謝状伝達式	役場	元委員5名/7名
1月15日(木)	美咲町民児協 本会理事会		委員5名
1月16日(金)	心配ごと相談		委員1名
1月30日(金)	美作県民局管内新任委員研修	リージョンセンター	委員4名
2月13日(金)	美咲町民生委員児童委員研修会	美咲町生涯学習センター	委員22名
2月19日(木)	美作県民局内中堅研修	リージョンセンター	委員8名
3月9日(金)	心配ごと相談		委員1名
3月11日(水)	美咲町民児協 本会理事会	役場	委員5名
3月25日(水)	中央支部役員会	役場	委員 名
3月25日(水)	中央支部定例会	役場	委員 名

※緊急通報システム実態調査訪問(年間を通じての活動)

令和7年度美咲町民生委員児童委員協議会中央支部収支決算書 見込

収 入 (単位：円)

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	増 減 (B - A)	説 明
繰 越 金	571,931	571,931	0	前年度繰越金
補 助 金	72,000	72,000	0	県社協生活資金貸付事業推進費 @3,000×24人=72,000円
会 費	250,000	250,000	0	中央支部会費 @10,000円×25人=250,000円
受 託 収 入	45,000	45,000	0	※緊急通報装置取扱指導及び安否確認委託料 @300×150件=45,000円
雑 入	1,000	945	▲ 55	預金利息 945円
計	939,931	939,876	▲ 55	

支 出 (単位：円)

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	増 減 (B - A)	説 明
会 議 費	4,000	0	▲ 4,000	
費 用 弁 償	336,000	261,000	▲ 75,000	※@3,000円×延べ 人
会 費	30,000	29,600	▲ 400	@1,200円×24人 @800円×1人
交 際 費	30,000	0	▲ 30,000	
研 修 費	500,000	288,104	▲ 211,896	
事 務 費	11,000	6,290	▲ 4,710	切手代 @85円×74枚
雑 費	0	0	0	
予 備 費	28,931	1,650	▲ 27,281	両替手数料
計	939,931	586,644	▲ 353,287	

収入 円 - 支出 円 = 差引額 円 (次年度へ繰越見込額)

美咲町民生委員児童委員協議会中央支部令和7年度の決算を監査した結果、
正当にして正確であることを認めます。

令和8年3月31日

監事

監事

令和8年度美咲町民生委員児童委員協議会中央支部 事業計画書（案）

月	内 容（支部行事）	備 考（全体行事）
4月	春の交通安全運動（登校時見守り支援）	
5月	支部役員会 民生委員児童委員活動強化月間 （あいさつ運動 5月12日） 心配ごと相談	支部長会・理事会
6月		町総会（6月20日） 主任児童委員会
7月	支部定例会	
8月	支部長会 心配ごと相談	主任児童委員会
9月	支部定例会（9月14日） 認知症サポーター研修（定例会後実施予定） 長寿者祝金の贈呈 秋の交通安全運動（登下校見守り支援）	
10月		支部長会・理事会 主任児童委員会 美咲町社会福祉大会 岡山県総合社会福祉大会
11月	支部定例会	
12月		全体研修会
1月	心配ごと相談	
2月	支部役員会	主任児童委員会 中堅民生委員児童委員研修会
3月	支部定例会 心配ごと相談	支部長会・理事会

年間予定 総会1回 支部長会4回 理事会3回
支部役員会2回 支部定例会4回 主任児童委員会4回
月々 緊急通報システム実態調査訪問
※9月、11月の定例会について主任児童委員は参加不要としてもよい。

令和8年度美咲町民生委員児童委員協議会中央支部 収支予算書（案）

収 入

（単位：円）

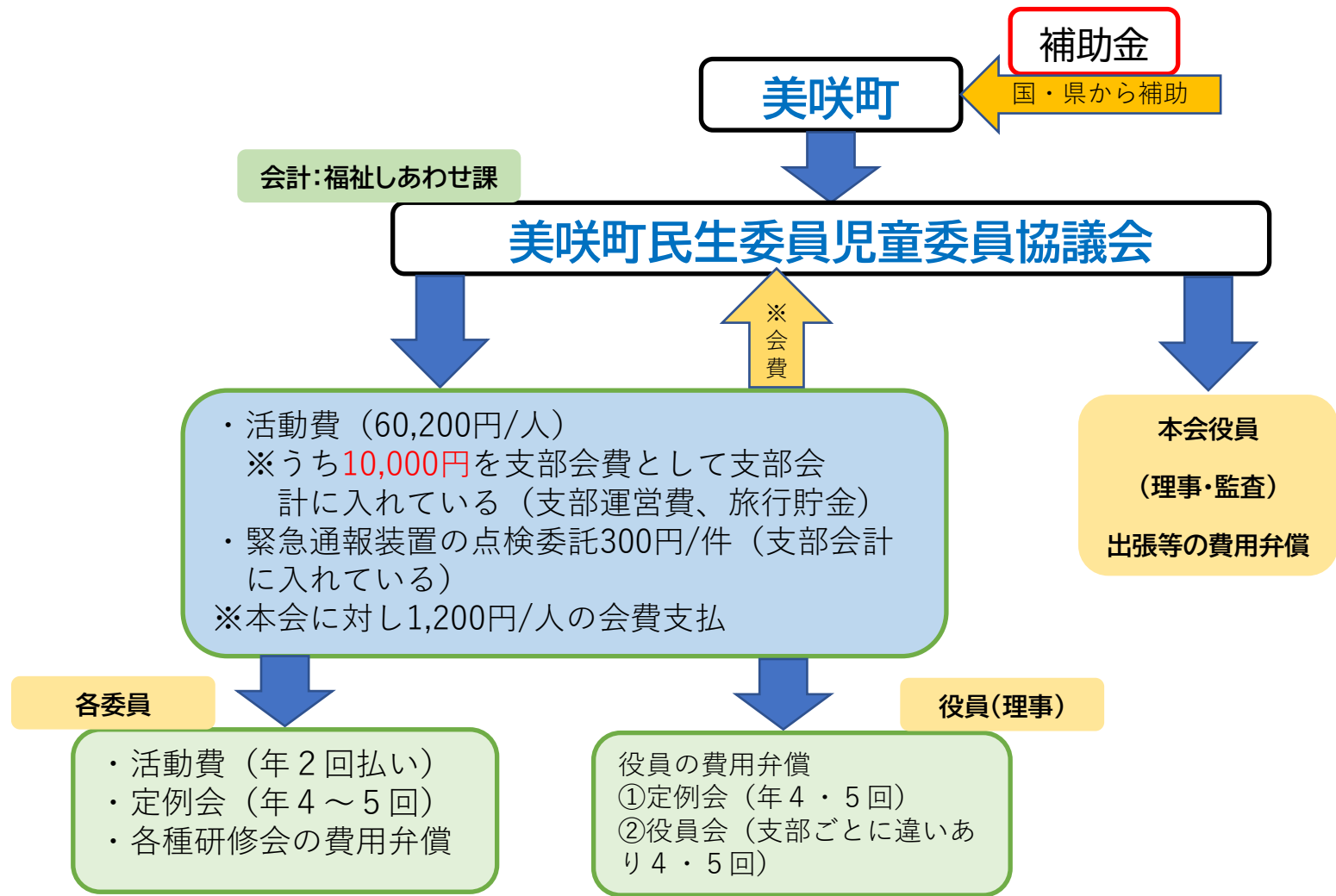
区 分	本 予 算 額	前 予 算 額	説 明
繰 越 金	376,000	571,931	前年度繰越金
補 助 金	462,000	72,000	県社協生活資金貸付事業推進費 @3,000×24人=72,000円 県民児協推進事業費補助金 @3,000×25人=75,000円 町活動費上乘せ分 @12,000×25人=300,000円 町事務費補助 15,000円
会 費	125,000	250,000	中央支部会費 @5,000円×25人=125,000円
受 託 収 入	86,400	45,000	緊急通報装置取扱指導及び安否確認委託料 @300×24人×12月=86,400円
雑 入	1,000	1,000	預金利子等その他収入
計	1,050,400	939,931	

支 出

（単位：円）

区 分	本 予 算 額	前 予 算 額	説 明
会 議 費	5,000	4,000	会議お茶代等 5,000円
費 用 弁 償	336,000	336,000	役員会 @3,000円×6人×2回=36,000円 支部会 @3,000円×25人×4回=300,000円
会 費	30,000	30,000	本会会費@1,200円×25人※未定
委 託 費	86,400	0	緊急通報装置取扱指導及び安否確認委託料 @300×24人×12月=86,400円
交 際 費	30,000	30,000	町民児協交際規定該当者以外（同居の親が対象）
研 修 費	120,000	500,000	新人研修@3,000円×7人=21,000円 中堅研修@3,000円×8人=24,000円 町研修 @3,000円×25人=75,000円
事 務 費	10,000	11,000	振込手数料 封筒、はがき代
予 備 費	433,000	28,931	
計	1,050,400	939,931	

※予算執行上、歳出科目に過不足が生じた場合は区分間の流用を認めるものとする。



- 検討事項
1. 活動費から支部会計に入れている会費の額 (10,000円→ 円)
 2. 費用弁償、点検委託料の取り扱い (支部会計より振り込みにするかどうか)
 3. 事務局から各委員への連絡方法について

- R8からの変更事項
1. 活動費は本会 (役場会計) から振り込みを行う
 2. 本会に対する会費1,200円は令和9年より不要とする方向で進める。
 3. 本会より支部会計への事務費の助成 (15,000円程度) あり
 4. 活動費の上乗せ12,000円/人 + 3,000円/人

美咲町民生委員児童委員協議会中央支部規約（案）

（目 的）

第1条 美咲町民生委員児童委員協議会中央支部は美咲町民生委員児童委員協議会の中央支部として組織し、その活動については、会員相互の意思の疎通につとめ、委員の資質の向上をはかることを目的とする。

（名 称）

第2条 この会は、美咲町民生委員児童委員協議会中央支部（以下「支部」という。）と称する。

（事務局）

第3条 支部の事務局は美咲町役場民生委員児童委員担当課内に置く。

（組 織）

第4条 支部は、美咲町民生児童委員協議会中央支部委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

（役員及び任期）

第5条 支部に次の役員を置く。

- （1）支部長 1人
- （2）副支部長 3人
- （3）監 事 2人
- （4）支部長職務代理人 1人
- （5）会 計 1人

2 役員任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。なお、補欠により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員を選任）

第6条 支部長、副支部長、監事1人及び会計は支部を組織する委員の互選により選任し、支部長職務代理人及び監事1人は役員互選により選任する。

（役員職務）

第7条 支部長は、支部会を代表し支部をとりまとめる。

- 2 副支部長は、支部長を補佐する。
- 3 監事は、会計事務を監査する。
- 4 支部長職務代理人は、支部長に事故あるときはこれを代理する。

5 会計は、支部に関する会計事務を行う。

(会 議)

第8条 会議は、定例会及び役員会とし支部長がこれを招集する。

2 会議は、すべて定数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(会議の運営)

第9条 支部長は、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(定例会)

第10条 定例会は支部委員によって構成され、おおむね2ヶ月に1回開催し、次のことを処理する。

2 委員活動の研究、研修及び連絡に関すること。

3 美咲町民生委員児童委員協議会理事会で決議された事項の徹底及び普及に関すること。

4 委員相互の親睦に関すること。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条の役員をもって組織し、必要に応じ支部長が招集し予算決算及び活動計画を協議する。

(会計年度・経費)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 支部の経費は、美咲町民生委員児童委員協議会からの活動補助金、その他収入をもってこれにあてる。

(会費の控除)

第13条 本会は、委員相互の親睦を図り、研修会を重ね知識の向上を図ることを目的として、活動費から会費を控除することができる。

2 前項に定めるもののほか、会員の承認により別途活動費から美咲町民生委員児童委員協議会負担金等を控除することができる。

(規約の改正)

第14条 この規約を改正しようとするときは、定例会において出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年12月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年12月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年3月25日から施行する。